教育相談システムサーバ機器賃貸借仕様書

目次

[1. 件名 3](#_Toc199434978)

[2. 取り扱う情報 3](#_Toc199434979)

[3. 対象機器 3](#_Toc199434980)

[4. 賃貸借期間 3](#_Toc199434981)

[5. 納入場所 3](#_Toc199434982)

[6. 納入期限 3](#_Toc199434983)

[7. 調達範囲 3](#_Toc199434984)

[8. 納入機器等の条件（詳細は、別紙「機器明細」を参照） 3](#_Toc199434985)

[9. 機器の納入 3](#_Toc199434986)

[10. 付帯作業 4](#_Toc199434987)

[11. 機器保守 4](#_Toc199434988)

[12. 保険加入 5](#_Toc199434989)

[13. 機器の撤去作業等 5](#_Toc199434990)

[14. 賃貸借期間満了後の取扱いについて 5](#_Toc199434991)

[15. 留意事項 5](#_Toc199434992)

[16. 提出物一覧 6](#_Toc199434993)

[17. その他 6](#_Toc199434994)

# 件名

教育相談システムサーバ機器賃貸借

# 取り扱う情報

賃借人が賃貸人に引き渡し、又は賃借人が使用を認めたもの

# 対象機器

本調達機器に対しては、教育相談システムを導入するため、納品する機器は本システムの稼働推奨スペック（別紙「機器明細」の機器）以上とすること。

# 賃貸借期間

令和７年１２月１日から令和１２年１１月３０日までの６０ヶ月間とし、地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約とする。

# 納入場所

相模原市中央区中央三丁目１３番１３号 相模原市立青少年相談センター

なお、賃借人が指定する場所の変更があった場合については、市（以下「賃借人」という。）が落札業者（以下「賃貸人」という。）に別途通知する。

# 納入期限

本調達機器は、令和７年１２月１日までに納入すること。

# 調達範囲

1. 本調達機器の賃貸借及び保守
2. 本調達機器の運搬、搬入及び初期セットアップ等
3. 本調達機器の賃貸借期間終了時における撤去、搬出、運搬

# 納入機器等の条件（詳細は、別紙「機器明細」を参照）

本調達により賃貸借する機器等の条件は、次のとおりとする。

本調達機器は、令和８年度に運用を開始する教育相談システムを導入するための一環として調達するものであり、賃借人のネットワーク及びシステムに接続して正常かつ確実に動作すること。

1. 各機器は、一般的に販売され、標準的な仕様で構成されていること。
2. 納入予定の機器のスペックはカタログに基づくものとする。
3. メンテナンス及び信頼性を考慮し、本調達機器は同一メーカーの同一モデルに統一すること。
4. 未使用かつ最新機器であること。
5. 導入する機器については、メーカーから提供される付属品（マニュアル類含む）を全て付属すること。

# 機器の納入

* 1. 賃借人の指定する設置場所に納入すること。
  2. 事前に納入日、納入計画等を賃借人に提示し、協議すること。
  3. 機器の納入にあたっては、賃借人の業務に支障をきたさないよう十分に注意すること。
  4. 導入当初の初期不良に関しては、連絡後５営業日以内に代替機（本仕様書の要件を全て満たすもの）を無償で提供し、賃借人が指定する設置場所へ納入すること。

# 付帯作業

次の付帯作業にあたっては、賃借人の指示に従うとともに、詳細な作業内容については協議をしながら行うものとする。

賃借人が指定する場所での作業は、業務影響が極力小さくなるよう十分に留意し、迅速に作業を実施すること。作業場所によっては、平日業務時間（午前８時３０分から午後５時１５分まで）を除く時間もしくは土日休日に作業するよう指示する場合がある。

1. 賃借人の物品管理に必要なシールの作成及び指定場所への貼付（シール見本は別途提示する。）
2. 機器の製造番号・ＭＡＣアドレスの収集及び賃借人の物品管理シールの番号に対応した Excel ファイルの一覧表を（形式は任意）作成すること。
3. 本調達機器が賃貸借物件であることがわかるシール等の貼付
4. 本機器の搬入及び指定場所への設置
5. ＬＡＮケーブル及び電源の接続

　　　接続に必要な電源及び今回設置するラックまでのＬＡＮケーブルは賃借人が用意する。

なお、ラック内の配線に使用するLANケーブルは賃貸人が用意する。

1. ＯＳセットアップ及びバージョン確認
2. ＯＳの最新セキュリティパッチの適用（インターネット環境に接続していないため、媒体からオフラインインストールすること。）
3. 賃借人の指定するウィルス対策ソフトウェアをインストールし、必要な設定を施すこと。(Microsoft Defenderを想定)
4. ネットワーク設定及び疎通確認
5. 無停電電源装置の設定
6. サーバと電源連動を行う。
7. 無停電電源装置への電源供給が停止した際、電源連動を行っているサーバが正常にシャットダウンするよう設定する。
8. 動作確認及びテスト
9. バックアップ媒体の作成
10. 梱包資材の回収及び処分
11. ファイルサーバ（833GBの容量）として使用できるよう環境設定を行うこと。
12. 当該ファイルサーバにはアクセスユーザを制限できること。

# 機器保守

機器保守条件については、次のとおりとし、機器障害発生時の作業及び交通費、また、部品代を含むものとする。設置時に装備している部品すべてについて、保守対象とする。

ただし、有寿命部品（定期交換部品）及び消耗品（バッテリー等）は除く。

1. 保守部品について

　保守部品については、納品された機器のメーカーが提供する部品に限る。

1. 保守方法及び対応時間等について
2. 原則として、平日の午前９時から午後５時１５分までのオンサイト保守とすること。
3. 賃借人から保守依頼を受けた場合は、原則として、保守依頼日の翌日までに技術員が現地へ出向き迅速に対応すること。ただし、自然災害等の事由により、対応に制限がある場合は、この限りではない。
4. 部品の交換が必要な障害の場合は、原則として、保守依頼を受けた当日又は翌日までに故障部品の交換を行うこと。
5. 受付手段について

機器故障等障害発生時の保守部品提供のための受付手段（電話、ファクシミリ、Ｅメール）を確保すること。

1. 電磁的記録媒体の交換に伴う対応

本業務遂行中に故障等により本調達機器に内蔵される電磁的記録媒体の交換を行った場合、データを消去の上、データ消去証明書を提出すること。

1. 法定点検による停電等の対応について

賃借人において賃貸借機器の停止、再起動等、必要な作業を実施するが、その際必要に応じて技術支援をおこなうこと。

# 保険加入

本調達機器について、賃貸借契約期間中、賃貸人の負担により、動産総合保険（新価特約付保険）に加入すること。（予備機購入による交換対応も可とする）。

また、契約締結後は新価特約付き保険証書または保険への加入を証明する書類を賃借人に提出すること（写しでも可）。

# 機器の撤去作業等

返還する機器の撤去、搬出、運搬作業を行うこと。

# 賃貸借期間満了後の取扱いについて

教育相談システムサーバ賃貸人は賃貸借期間満了後、データを消去の上、データ消去証明書を提出すること。

# 留意事項

* 1. 賃貸人の作業の実施に際し、賃借人から提供された資料は、作業終了後、返却しなければならない。なお、提供された資料については、第三者への提供を禁止する。
  2. 賃借人の施設において作業を実施する際には、作業責任者及び作業従事者は常に身分を証明するものを携行し、名札を着用すること。
  3. 賃貸人の作業に起因して賃借人の保有する財産その他に損傷を与えた場合、賃貸人の負担により原状に復帰しなければならない。
  4. 納入時の梱包材等の廃棄物を引き取り、適正に処理を行うこと。
  5. 賃借人の指示に基づき、機器賃借物品一覧表の作成を行い、賃借人へ書面をもって報告すること。

なお、機器賃借物品一覧表には機器を構成するパーツ等の型番や品名を記載すること。

* 1. 本契約に係る公租公課等の費用は、賃貸人の負担とする。

# 提出物一覧

　次のとおり、提出期限以内に必要部数を提出すること。

1. 体制表：１部

　　　提出期限：契約日から7日以内

1. 作業従事者名簿：１部

　　　提出期限：契約日から７日以内

1. 新価特約付き動産保険への加入を証明する保険証書（写しでも可）：１部

　　　提出期限：令和７年１２月２６日（金）

1. ソフトウェアの使用許諾証書（名義を相模原市とすること）：１部

　　　提出期限：機器設置作業日の翌日まで

1. データ消去証明書：１部

　　　賃貸借契約期間終了後７日以内

1. 機器構成図：１部（データ及び紙媒体で納品すること。）

　　　提出期限：契約日から７日以内

1. 機器内訳書：１部（データ及び紙媒体で納品すること。）

　　　提出期限：契約日から７日以内

1. 納入スケジュール表：１部

　　　提出期限：落札後７日以内

1. 業務実施計画書：１部

　　　業務開始前

1. 業務完了報告書：１部
2. その他、発注者が必要とする資料等

　　　発注者受注者協議の上、決定する。

# その他

本仕様書に定めのない事項で、必要な事項が生じた場合、賃借人と協議の上、解決するものとする。